

市長への手紙

「市長への手紙」は市民参加の市政を推進するために、市民の皆さん誰もが市政に提言できる制度です。寄せられた手紙は市長と担当課で内容を検討し、希望者には市長が回答します。
 〓では、これまでに寄せられた提言や実現した例などを紹介します。

問い合わせは 市政発信課 ☎898-6644

母子福祉関係の窓口一本化について

Q 母子福祉関係の手続きで、前橋保健センターのことも課と市役所の国民健康保険課の2カ所へ行かなく

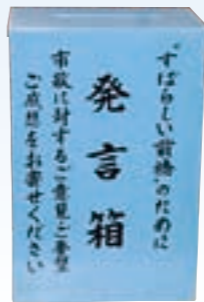
てはならないことがあるので不便です。窓口を1つにできないでしょうか。

A 本市では、前橋保健センターを子育て支援に関する拠点施設として位置付

けています。市民の皆さんの利便性向上のため、ことも課の窓口で児童扶養手当の手続きに合わせて、母子福祉医療の受給者証が交付できるよう改善しました。

青い箱が目印です 市政への提言はこちらから

「市長への手紙」の専用ハガキを市役所や各支所・公民館など市内57カ所に設置。これ以外の用紙での郵送やファクスで送付する場合は、「市長への手紙」と記入してください。また、本市ホームページの「市長への手紙」からも提出できます。



また、市庁舎1・2階には「発言箱」を設置。市役所に来た際、気付いたことなどを投函してください。



市民の利便性向上のために

六供温水プールの更衣室について

Q 六供温水プールの更衣室はすのこがないため、着替えのときに床の水で服が濡れてしまいます。服が濡れないよう工夫をしてほしいです。

A プール利用者の体に付いた水が更衣室内に持ち込まれないよう、腰洗い槽と強制シャワーを撤去し、更衣室から遠い位置にシャワーを移設しました。今後も、更衣室内にすのこや空気清浄機の設置を検討するなど、利用者の皆さんに快適に利用してもらえようになりたいと考えています。

見やすい窓口掲示について

Q コミュニティセンターや市民サービスセンターの窓口には、張り紙が多くて分かりにくいので、証明などの案内を統一して、一覧表にまとめてほしいです。

A 窓口周辺の張り紙については、住民票・戸籍関係や税証明関係などを一覧表にまとめて掲示するようにしました。また、そのほかの張り紙についても、常に新し

震災被災者の受け入れについて

Q 東日本大震災により、被災された人や避難する人が大勢いるので、市有施設や空いている市営住宅に受け入れられるとよいのではないのでしょうか。

A 地震に伴う家屋倒壊などで本市に避難してくる皆さんのために、しきしま老人福祉センターなど市内12カ所、約1,400人分、市営住宅200戸、1,000人分など、合計で約2,400人の避難される人の受け入れ体制を整えました。市営住宅への入居を希望する人に対しては、順次、入居のあっせんを行っています。



情報に更新し、迅速な情報提供に努めます。

整理整頓を心掛けます

企業経営に役立てて 中小企業などの制度融資

本市では、中小企業や勤労者を支援するため、下表のとおりさまざまな制度融資を行っています。これらを活用し企業経営などに役立ててください。詳しくは、前橋プラザ元気21内工業課が各金融機関で配布している「制度融資のご案内」をご覧ください。

問い合わせは 工業課 ☎210-2274

制度名	利率(%)	申し込み	融資額	償還期間
1 小口資金融資制度	2.3以内(2.0以内)	市内の金融機関	1,250万円以内 ()は2年以内分割	運転6年以内 設備8年以内 (うち6カ月以内の据え置き可)
2 特別小口資金			1,500万円以内 ()は2年以内分割	運転7年以内 設備9年以内 (うち6カ月以内の据え置き可)
3 経営振興資金	2.2以内	市内の金融機関	3,000万円以内	10年以内 (うち1年以内の据え置き可)
			2,000万円以内	7年以内
			3,000万円以内	7年以内 (うち1年以内の据え置き可)
	4 経営安定資金	1.5以内		
4 商業・サービス業設備資金	2.0以内(1.6以内)	工業課	個人、会社は6,000万円以内 旅館業者、商店街協同組合などは1億円以内	10年以内 (うち1年以内の据え置き可)
5 中心商店街にぎわい資金	1.0以内(0.8以内)			
6 協同組合等事業資金	1.8以内	商工中金前橋支店	組合5,000万円以内 (1構成員1,000万円以内)	1年以内
7 季節資金	1.5以内(1.3以内)			
8 中小企業設備資金	2.0以内(1.6以内)	市内の金融機関	機械器具装置などは3億円以内 工場・事業所・土地などは5億円以内	10年以内 (うち2年以内の据え置き可)
9 中小企業研究開発資金	1.0以内	市内の金融機関	2,000万円以内	10年以内 (うち1年以内の据え置き可)
10 中小企業情報化推進支援資金			5,000万円以内	
11 起業家独立開業支援資金	1.5以内(1.1以内)	工業課	1,500万円以内	12年以内 (うち2年以内の据え置き可)
12 企業誘致促進資金			6億円以内	
13 勤労者住宅建設資金	2.5以内	市内の金融機関	1,200万円以内(ただし、所得1,200万円以下) (経営者・役員などは利用できません)	20年以内
14 勤労者生活資金	2.1以内	中央労働金庫 前橋支店 群馬県庁出張所 前橋東出張所	200万円以内 別途保証料が必要 (経営者・役員などは利用できません)	教育費 10年以内 その他 5年以内 (ただし、育児介護休業に伴う人の場合3年以内の据え置き可)
	1.9以内			

※1～3は、本年度に限り、肩代わり(借り換え)融資の対象。また、昨年度以前の融資については、条例で規定する融資期間に3年を加算した期間を限度として融資期間の延長ができます。詳しくは、申し込み先が借入先金融機関に問い合わせてください。
 ※4・5・7・8・12は、信用保証付の場合、()内の利率が適用されます。
 ※8～11は、本年度に限り、既存の融資を受けているものについては融資期間・据え置き期間の延長ができます。詳しくは問い合わせてください。

公的利用の建物など 固定資産税が減免になる場合も

次に該当する場合、固定資産税や都市計画税が、減額や免除されることがあります。該当者は納期限の7日前までに、市役所資産税課に減免申請書を提出してください(事由を証明する書類が必要になる場合があります)。事由を調査し、減免の可否などを決定します。
 ①原則として居住に必要な資産だけを所有し、生活保

護法の生活扶助を受けているなど、徴収猶予や納期限の延長などでも納税が困難と認められる。
 ②所有する固定資産が公民館などに使われ、減免することが公益を増進するものと認められる(有料のものを除く)。
 ③固定資産が風水害や火災などで大きな被害を受けた。
 ④ほかに特別の事由がある。

問い合わせは 同課 ☎898-6216